

## 板橋区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(平成 28 年 3 月 29 日区長決定)

(平成 30 年 12 月 20 日一部改正)

最終改正 (令和元年 11 月 27 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「施行令」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、法、施行令及び施行規則の例による。

(総合事業の構成)

第 3 条 総合事業は次に掲げる事業から構成されるものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業をいう。以下「第 1 号事業」という。）

- ア 第 1 号訪問事業（訪問型サービス）
- イ 第 1 号通所事業（通所型サービス）
- ウ 第 1 号生活支援事業（生活支援サービス）
- エ 第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

(2) 一般介護予防事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に規定する事業をいう。）

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 地域リハビリテーション活動事業
- オ 一般介護予防事業評価事業

(総合事業の実施主体)

第 4 条 総合事業の実施主体は、板橋区とする。

- 2 区長は、総合事業について適切に実施することができると認められる法人その他区長が適当と認める者に対し、当該事業を委託し、又は補助により行わせることができる。
- 3 前項の規定によるほか、第 1 号事業については、区長が指定する事業者（以下「指定第 1 号事業者」という。）に行わせることができる。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、第 1 号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）は、法第 115 条の 46 第 1 項の規定に基づき地域包括支援センターが実施するものとする。ただし、区長が認めた場合、地域包括支援センターは、当該事業の一部を居宅介護支援事業者に委託することができる。

(総合事業の対象者)

第 5 条 第 1 号事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 居宅要支援被保険者

- (2) 区内に住所を有する65歳以上の者であって、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1の基本チェックリストの質問項目に対する回答結果が、同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者(以下「事業該当者」という。)
- 2 一般介護予防事業の対象者は、全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(基本チェックリストの実施等)

第6条 区長は、居宅要支援被保険者を除いた第1号事業を受けようとする者に対して、基本チェックリストを実施するものとする。

- 2 基本チェックリストの実施により事業該当者と判定された者が、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）を受けようとする場合は、東京都板橋区介護保険条例施行規則（平成12年板橋区規則第57号）第12条第1項第2号に規定する介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記第24号の2様式）により、区長に届け出なければならない。
- 3 前項の届出は、事業該当者に代わって、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）を行う地域包括支援センターが行うことができる。
- 4 区長は、第2項の規定により届出があったときは、当該事業該当者を事業対象者として受給者台帳に登録し、被保険者証を発行するものとする。

(費用の支給)

- 第7条 区長は、居宅要支援被保険者及び事業対象者（以下「事業対象者等」という。）が、指定第1号事業者が行う第1号事業（以下「指定第1号事業」という。）を利用した場合は、当該指定第1号事業に要した費用として第1号事業支給費を支給する。
- 2 前項の第1号事業支給費の額は、別に定める算定要領により算定した費用の額の100分の90（前項の事業対象者等が、第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合は100分の80、第1号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合は100分の70）に相当する額とする。
- 3 区長は、前2項に規定する第1号事業支給費について、東京都国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会で、同法第84条第1項に基づき東京都知事の認可を受け設立された団体をいう。以下同じ。）への委託により、指定第1号事業者に支給することができる。
- 4 区長は、第4条第4項の規定により実施される第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）に要した費用について、東京都国民健康保険団体連合会への委託により、地域包括支援センター又は地域包括支援センターが委託する居宅介護支援事業者に支給することができる。
- 5 区長は、第1項及び第2項の規定に関わらず、事業対象者等が災害その他特別の事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認められる場合には、事業対象者等の費用の負担を軽減できるものとする。この場合において、その取扱いに必要な事項は、法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の例による。

(費用負担)

第8条 事業対象者等が、指定第1号事業を利用した場合の利用者負担額は、別に定める算定要領により算定した費用の額の100分の10（当該事業対象者等が、第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合は100分の20、第1号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合は100分の30に相当する額とする。

2 事業対象者等が、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）を利用した場合の利用者負担額は、無料とする。

3 前2項に規定するもの以外の総合事業に係る利用者負担額は、別に定めるところによる。

(事業対象者等の支給限度額)

第9条 事業対象者等が、指定第1号事業を利用した場合の第1号事業支給費については、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）に規定する要支援1の基準額を上限とする。ただし、退院直後等の事由により集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられる場合は、要支援2の基準額を上限とすることができる。

(高額介護予防サービス費相当事業費の支給)

第10条 区長は、事業対象者等が受けた指定第1号事業の利用者負担額が著しく高額であるときは、当該事業対象者等に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額介護予防サービス費相当事業費」という。）を支給する。

2 法第51条に規定する高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費（以下「高額介護等サービス費」という。）の支給対象となるサービスを利用している者に係る高額介護予防サービス費相当事業費の支給額は、当該高額介護等サービス費の支給額を算定した後算定するものとする。

3 その他的高額介護予防サービス費相当事業費の支給について必要な事項は、高額介護等サービス費の支給の例による。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給)

第11条 区長は、事業対象者等が受けた指定第1号事業の利用者負担額及び医療保険等の利用者負担額の合計額が著しく高額であるときは、当該事業対象者等に対し、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業費」という。）を支給する。

2 法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額医療合算介護等サービス費」という。）の支給対象となるサービスを利用している者に係る高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給額は、当該高額医療合算介護等サービス費の支給額を算定した後算定するものとする。

3 その他的高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給について必要な事項は、高額医療合算介護等サービス費の支給の例による。

(苦情処理)

第12条 区長は、事業対象者等及びその家族からの総合事業に関する苦情に迅速かつ適切

に対応するために、苦情窓口を設置する。

- 2 区長は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 区長は、提供した総合事業のサービスに関する事業対象者等及びその家族からの苦情等の相談のうち区で対応できないものについて、東京都国民健康保険団体連合会に依頼することができる。
- 4 区長は、指定第1号事業に関する事業対象者等及びその家族からの苦情等の相談のうち区で対応できないものについて、事業対象者等及びその家族からの申立てに基づく指定第1号事業者に対する調査及び指導助言を東京都国民健康保険団体連合会に依頼することができる。
- 5 区長は、指定第1号事業者に対し、次に掲げる事項を義務付けるものとする。
  - (1) 前項の規定による区長の依頼を受けて東京都国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すること。
  - (2) 東京都国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
  - (3) 東京都国民健康保険団体連合会から前号の改善に関する報告の求めがあったときは、当該改善の内容を報告すること。

(報告等)

第13条 区長は、第1号事業支給費の支給に関し必要があると認めるときは、指定第1号事業者に対し法第115条の45の7第1項の規定により、報告等を求めることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 板橋区地域支援事業における介護予防事業実施要綱（平成18年3月14日区長決定）及び東京都板橋区二次予防事業対象者把握事業実施要綱（平成24年3月30日区長決定）は、廃止する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。